

加西市お試し滞在補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市外からの移住定住を促進することを目的とし、地域の自然や歴史、魅力に触れることができる機会を提供するため、加西市に移住を希望する者が市内で一定の期間滞在するるために必要な費用の一部を補助することについて、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、利用登録者とは、加西市空き家情報登録制度「空き家バンク」実施要綱（平成27年加西市訓令第12号。以下「実施要綱」という。）第11条に規定する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 加西市外に住所を有する者
- (2) 利用登録者
- (3) 実施要綱第10条第1項第1号の要件を満たす者
- (4) 加西市内の宿泊施設に2泊以上宿泊する者
- (5) 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、宿泊施設に係る利用料金から、1泊当たりの補助対象者の負担額2,000円を減じた額以内とする。ただし、補助金の額は1泊当たり5,000円を、宿泊日数は5泊を限度とする。

2 補助対象者と共に宿泊する同行者の補助金の額は、前項と同様とする。ただし、同行者については、3人を限度とする。

(交付申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に申請者の現住所を証する書類の写しを添えて、宿泊施設を利用する日の前日から起算して14日前までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、宿泊

施設の利用が終了した日から起算して30日を経過した日又は利用年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金請求書に宿泊施設宿泊証明書を添えて市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により宿泊施設宿泊証明書の提出があったときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対して補助金額確定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金額確定通知書送付後、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたと認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、交付決定の取消しを行ったときは、補助事業者に対して補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。